

## 「七尾プレミアム商品券2020」取扱店募集要項

### 1 目的

七尾市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、市の経済が大幅に疲弊していることから、地域における消費喚起・経済を循環させることを目的に、全世帯を対象としたプレミアム付商品券（以下「商品券」という）を発行します。

つきましては、七尾市内において商品券の取扱店を募集します。

### 2 購入対象者

七尾市の全世帯

### 3 販売価格

1冊10,000円で12,000円分の商品券（1,000円×12枚）

※220,000冊を発行予定

### 4 商品券の使用できる期間

令和2年8月上旬から令和3年2月28日（日）

### 5 登録方法

商品券の取り扱いを希望する事業者は、登録申請書兼誓約書を七尾市産業部商工観光課に持参または郵送で提出すること。

### 6 申込期限

令和2年7月16日（木）

※これ以降も受付するが、市内全世帯に発送する商品券購入引換券に同封するチラシには店舗名が掲載されない。

### 7 商品券の販売場所及び販売期間

(1) 販売場所 市内数カ所を予定

(2) 販売期間 令和2年8月上旬から令和3年2月26日（金）

(3) 商品券の購入 「七尾プレミアム商品券2020購入引換券」をお持ちの方のみで、商品券10冊120,000円分（販売価格100,000円）を購入可。購入の際は、身分証明書等の提示が必要。

### 8 商品券で購入できないもの

(1) たばこ

(2) 商品券や切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの

(3) 宝くじやスポーツ振興くじ

(4) 不動産（家屋の購入は除く）や金融商品

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(6) 健康保険が適用された医療費 など

## 9 商品券の換金について

商品券取扱店は、消費者から受け取った商品券に受付日、事業所名を押印のうえ、提出していただき、後日、商品券取扱店が指定した口座に振込にて支払う。換金に伴う手数料は不要とする。

なお、換金期日を過ぎてからの換金を行わないこととし、事業者の負担とする。

## 10 委託事業者について

当市では、商品券の販売から換金までの一連の業務を委託する。商品券の取扱いや換金等の業務については委託事業者が対応する。

### 1.1 商品券取扱いにあたっての注意事項

- (1) 商品券の使用は取扱店のみに限る。
- (2) 現金と引き換えは行わない。
- (3) 商品券の提示を受けた際、商品券の額面に応じ現金同様の取り扱いを行う。なお、商品券のつり銭は支払わないものとする。
- (4) 取扱店であることがわかるように、七尾市が指定する掲示物を店頭付近に貼付する。
- (5) 使用者が持ち込んだ商品券について「偽造防止がない」、「色合いが違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取り拒否するとともに、その事実を速やかに七尾市産業部商工観光課に報告することとする。
- (6) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は取扱店の責務とする。
- (7) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は固く禁ずる。
- (8) その他、本事業の目的に反するような行為をしてはならない。

### 1.2 連絡先

七尾市産業部商工観光課商工グループ

TEL 0767-53-8565 FAX 0767-52-2812

メール shoukan@city.nanao.lg.jp